

新十津川町地球温暖化対策実行計画  
—第3期（令和6年度～令和12年度）—

【新十津川町の事務・事業における二酸化炭素削減計画】

令和6年2月  
新十津川町

# 目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	1
3 計画の基準年度及び期間	1
4 計画の範囲	1
(1) 計画の対象となる事務・事業の範囲	1
(2) 計画の対象となる施設等	3
第2章 温室効果ガスの種類	4
第3章 計画の目標	5
1 実行計画の推進状況の概要	5
(1) 第1期実行計画の概要	5
(2) 第2期実行計画の概要	5
(3) 平成25年度実績	5
2 第2期実行計画（平成27年度から令和4年度）の達成状況	6
3 第3期実行計画の排出削減目標	7
第4章 計画を推進する取組	8
1 直接効果が把握できる取組	8
(1) 電気使用量の削減	8
(2) 施設の燃料使用量の削減	8
(3) 公用車等車両の燃料使用量の削減	8
(4) 備品等の新規購入又は更新	9
(5) 施設の新築又は改築	9
(6) 町有林等の整備及び保全並びに利用	9
2 間接的に効果がある取組	9
(1) 用紙類	9
(2) 事務用品	9
(3) 水道	10
(4) ゴミの減量及びリサイクルの推進	10
第5章 計画の推進及び点検・評価並びに公表	10
1 計画の推進体制	10
(1) 推進本部	10
(2) 事務局	11
(3) 職員に対する啓発等	11
2 計画の点検・評価	11
(1) 点検方法	11
(2) 点検結果の集約	11
(3) 総排出量に対する評価	11
3 計画の公表	11

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の背景

地球温暖化は、その原因として人為的に排出された温室効果ガスによる可能性が非常に高いと考えられていましたが、令和3年に公表されたIPCC第6次報告書では、人間活動が大気・海洋陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないと指摘し、科学的裏付けは益々高まっているところです。

温暖化の影響については、気候に重大な影響を与え異常気象など様々な災害の発生が予想される等、人類共通の重要な問題であり、私たちの生活に甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

平成27年に採択されたパリ協定以降、国内外で温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡をめざす脱炭素化の動きが加速し、令和3年のCOP26において、パリ協定の更なる推進を求めるグラスゴー気候合意がまとめられました。

この国際的な動きを受け、我が国では、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略が閣議決定され、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを国連に宣言したところです。

本町においては、国の削減目標に寄与するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定による温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置として、新十津川町地球温暖化対策実行計画を策定し、自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出抑制に努めてきました。

昨今、地球温暖化を取り巻く状況は、様々な社会情勢を反映し、大きく変化していますが、脱炭素化へ求められる要求は年々増えています。

このような状況の中、本町は新十津川町地球温暖化対策実行計画（第2期）を発展・推進する形で、温室効果ガスの排出量の削減の取組を実施するため、新十津川町地球温暖化対策実行計画（第3期）を策定することとしました。

### 2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項及び第2項に基づき、本町の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

### 3 計画の基準年度及び期間

本計画の基準年度は、新十津川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と連動するよう二酸化炭素削減基準年度を平成25年度とし、期間は令和6年度から令和12年度までの7年間とします。

### 4 計画の範囲

#### (1) 計画の対象となる事務・事業の範囲

本計画は、指定管理者制度や委託運営等により実施する事務・事業を除く地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところによる本町の事務・事業のすべてを

対象とします。

また、指定管理者制度や委託運営等により実施する事務・事業については、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、指定管理者及び委託先責任者に対して必要な措置を講ずるよう要請することとします。

※指定管理者及び委託提携によって運営される施設等（参考掲載）

所 管	対 象 施 設 等
保健福祉課	新十津川保育園
産業振興課	新規就農者技術修得センター
教育委員会	ふるさと公園体育施設（スポーツセンター、ふるさと公園野球場、ふるさと公園ピンネスタジアム、ふるさと公園テニスコート、ふるさと公園ピンネテニスコート、ふるさと公園サッカーコート、ふるさと公園サンウッドパークゴルフ場、温水プール） 新十津川町農村環境改善センター 新十津川町青年会館 新十津川町アートの森交流促進施設
産業振興課	交流促進施設等（サンヒルズ・サライ、新十津川町ケビン村ヴィラトップ、新十津川物産館、新十津川町農林産物加工センター）

(2) 計画の対象となる施設等

本計画は、指定管理者制度及び委託提携によって運営される施設等を除き、本町の全ての施設等を対象とし、その主なものは次のとおりとします。

計画の対象となる施設等

所 管	対 象 施 設 等
総 務 課	役場庁舎 防災センター 役場庁舎車庫 街路灯（総務課管理） 一般公用車 福祉車両
住 民 課	一般廃棄物最終処分場 墓地 弥生霊園 橋本検問所 花月検問所 交通安全車両 公共下水道施設 農業集落排水処理施設 公営住宅 特定公共賃貸住宅 町有住宅 行政区自治会館
保健福祉課	児童館
産業振興課	町営牧場 ふるさと公園 吉野公園 吉野駐車公園 文化伝習館 新十津川物語記念館 水防倉庫 吉野地区活性化センター
建 設 課	新十津川ダム 徳富ダム 徳富川頭首工 青葉公園 みどり公園 橋本公園 中央公園 北中央公園 菊水児童公園 さくら公園 あじさい公園 菊水公園 カトレア公園 青葉児童公園 文京ふれあい公園 駅跡地さくら公園 花月農村公園 石狩徳富河川緑地 志寸島排水機場 弥生排水機場 下徳富第1排水機場 下徳富第2排水機場 除雪センター 街路灯（公園・町道） 建設車両
教育委員会	総合健康福祉センター 福祉車両車庫 町立小学校 町立中学校 給食センター 武道場 開拓記念館 そっち岳スキー場

## 第2章 温室効果ガスの種類

人為的に発生する温室効果ガスとしては、燃料の燃焼に伴う二酸化炭素による寄与が全体の9割と最も多く、それ以外にもさまざまな発生源から排出されています。

温室効果ガスの種類

ガスの種類	人為的な発生源	主な対策
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化の影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
メタン (CH <sub>4</sub> )	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立てからも2～3割を占める。	埋立量の削減など
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3～4割を占める。	高温燃焼、触媒の改良など
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用されている。	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換等
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用されている。	製造プロセスでの回収等や、代替物質、技術への転換等
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用されている。	(絶縁ガス) 機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊等 (半導体) 製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換等

- ※ (1) 「主な対策」は、将来的な技術開発の結果見込まれるものを含みます。  
 (2) 温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等の6種類のガスがありますが、本計画では、最も温暖化への影響が大きい二酸化炭素を対象としています。

### 第3章 計画の目標

#### 1 実行計画の推進状況の概要

##### (1) 第1期実行計画の概要

町の地球温暖化対策実行計画（第1期）は、本町が行う事務・事業の全てを対象に、計画の期間を平成22年度から平成26年度までの5年間とし、温室効果ガスの排出量を23パーセント削減することを目標としました。

##### ◎ 二酸化炭素削減目標

排出量単位：kg-CO<sub>2</sub>

	平成20年度 (基準年度)	平成26年度	増減量	増減率
排出量	2,609,410	2,009,082	△600,328	△23.00パーセント

##### (2) 第2期実行計画の概要

町の地球温暖化対策実行計画（第2期）は、本町が行う事務・事業の全てを対象に、計画の期間を平成27年度から令和5年度までの9年間とし、温室効果ガスの排出量を平成25年度比で5パーセント削減することを目標としました。

##### ◎ 二酸化炭素削減目標

排出量単位：kg-CO<sub>2</sub>

	平成25年度 (基準年度)	令和4年度	増減量	増減率
排出量	2,304,927	2,189,671	△115,256	△5.00パーセント

##### (3) 平成25年度実績

二酸化炭素排出量について、第2期及び第3期実行計画の基準年度にあたる平成25年度の実績を、第1期実行計画の基準年度の平成20年度と比較し掲載しています。

平成25年度における町の事務・事業に伴い排出された二酸化炭素の総排出量は2,304,927kg-CO<sub>2</sub>であり、基準年度の総排出量と比較して304,484kg-CO<sub>2</sub>（11.67パーセント）減少しました。

##### ◎ 二酸化炭素の総排出量

排出量単位：kg-CO<sub>2</sub>

	平成20年度 (基準年度)	平成25年度	増減量	増減率
排出量	2,609,411	2,304,927	△304,484	△11.67パーセント

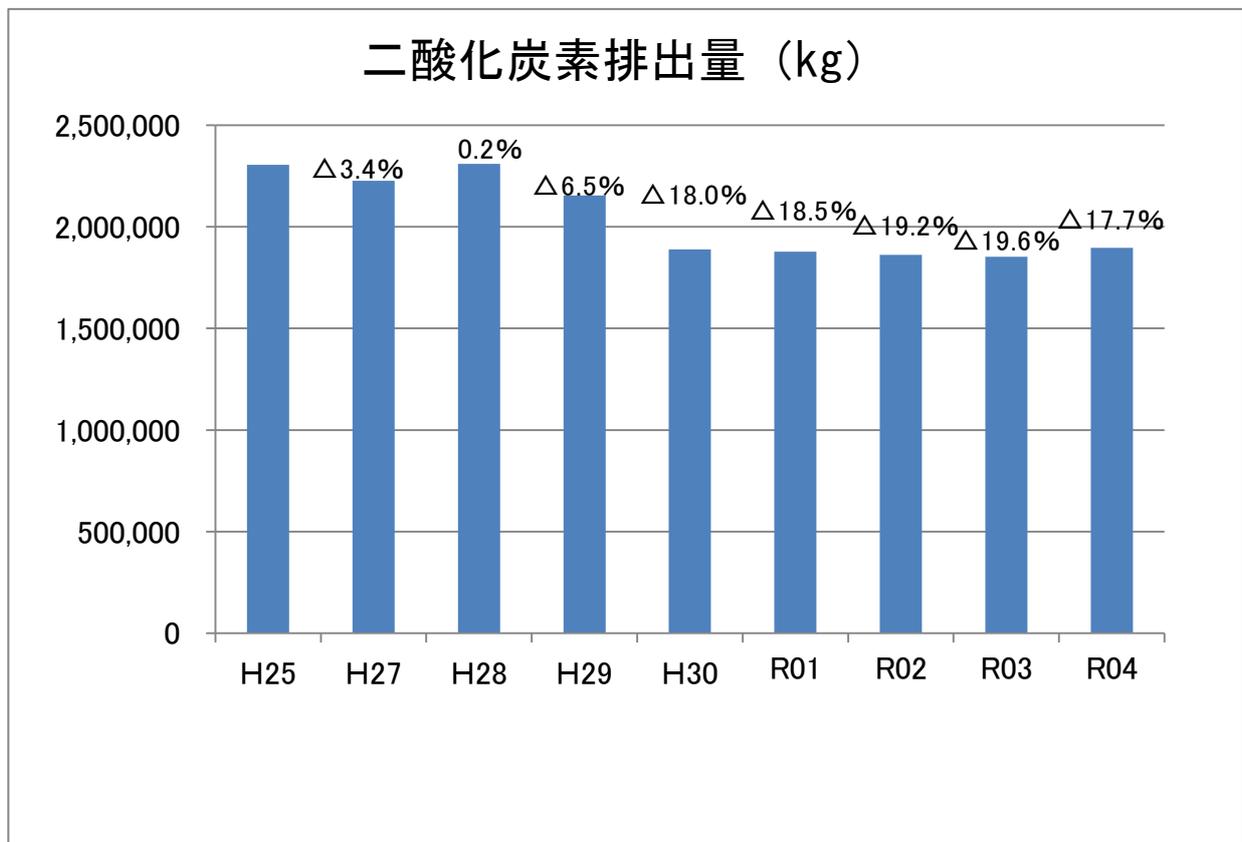
◎ 燃料別の排出量

排出量単位：kg-CO<sub>2</sub>

項目	平成20年度 (基準年度)	平成25年度	比較（平成25年度－基準年度）	
			増減量	増減率
ガソリン	37,925	30,623	△7,302	△19.25パーセント
灯油	347,057	426,942	79,885	23.02パーセント
軽油	97,437	81,482	△15,955	△16.37パーセント
A重油	962,461	613,273	△349,188	△36.28パーセント
LPG	7,410	7,403	△7	△0.09パーセント
電気	1,157,121	1,145,204	△11,917	△1.03パーセント
合計	2,609,411	2,304,927	△304,484	△11.67パーセント

2 第2期実行計画（平成27年度から令和4年度）の達成状況

平成25年度比削減率（小数点第2以下四捨五入）



第2期の平成27年度から令和5年度の計画期間のうち、令和4年度までの実績は上記のとおりです。

基準年度である平成25年度と比較して、平成28年度こそ微増でしたが、これは大雨による排水機場の稼働が主因であり、天候というやむを得ない事由といえます。

その他各年度においては削減目標を達成しており、平成30年度以降はコンスタントに20パーセント弱の削減率を継続しております。

職員各自の暖房温度の適正管理やこまめな消灯等、省エネの取組は毎年の取組の中で浸透しており、日々の努力が結果に結びついたものと考えます。他方、削減率の伸びは鈍化しており、ソフト的な取り組みが浸透していることを鑑みると、更なる削減率を実現するためには、今後はハードの省エネ化を推進する必要性が実績から読み取れます。

### 3 第3期実行計画の排出削減目標

#### 令和12年度に平成25年度比で38.6パーセントの削減

北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）において、排出量の削減目標は令和12年度までに、平成25年度比で46パーセントの削減を掲げ、更に50パーセントまでの削減を目指すこととされました。本計画を包括的に網羅する新十津川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）においても、北海道の削減目標に準拠し、令和12年度には平成25年度比で51パーセント削減する目標値を設定しております。

本計画は、区域施策編と歩調を合わせ温室効果ガス削減を実践する計画であることから、目標値も同様に合わせることが重要です。ただし、区域施策編の削減目標には、森林による二酸化炭素吸収分が加味されており、本計画は森林吸収分は該当しないことから、目標値は森林吸収分を除外したうえで区域施策編と同値とします。

（小数点以下四捨五入）

区 分	使 用 量				二酸化炭素排出量 (単位：kg-CO <sub>2</sub> )	
	基準年度 平成25年度		目標年度 令和12年度		基準年度 平成25年度	目標年度 令和12年度
ガソリン	13,188	L	8,097	L	30,623	18,803
灯 油	171,531	L	105,320	L	426,942	262,142
軽 油	31,521	L	19,354	L	81,482	50,030
A 重 油	226,300	L	138,948	L	613,273	376,550
L P G	2,468	kg	1,515	kg	7,403	4,545
電 気	1,664,541	kwh	1,022,028	kwh	1,145,204	703,155
合 計					2,304,927	1,415,225

## ＜削減目標＞

削減量	889,702 (kg-CO <sub>2</sub> )
削減割合	38.60パーセント

## 第4章 計画を推進する取組

本町の事務・事業に関する二酸化炭素等の環境負荷の削減に向けた取組を、次のとおりとします。

### 1 直接効果が把握できる取組

#### (1) 電気使用量の削減

- ア 効果的かつ計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図ることにより照明の点灯時間の削減に努めます。
- イ 昼休みの消灯及び勤務時間外の不必要箇所の消灯を行います。
- ウ トイレ、調理室等に利用者がいない場合は、消灯します。
- エ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- オ OA機器等の電源をこまめに切るように努めます。
- カ 勤務終了後の早期退庁を奨励します。
- キ 公共施設、街灯のLED化を推し進め、消費電力の抜本的な削減を図ります。
- ク エアコンや空調等のフィルターを定期的に清掃し、省エネ性能の維持に努めます。

#### (2) 施設の燃料使用量の削減

- ア 事務室等の冷暖房については、冷房セ氏28度、暖房セ氏20度を目安として温度管理を行います。
- イ 施設の冷暖房については、利用状況に応じた管理を行います。
- ウ 外気の導入、換気の奨励等、室内温度の調整を図ります。
- エ クールビズ及びウォームビズを推進します。
- オ クリーンエネルギーを積極的に導入している、電力事業者別排出係数の低い電力会社を選定することで、温室効果ガスの低減に努めます。

#### (3) 公用車等車両の燃料使用量の削減

- ア 急発進、急加速、空ぶかし等を行わず、経済走行に努めます。
- イ 車両の適正な整備及び管理を行い、排気ガスの削減に努めます。
- ウ 公用車等から離れるときは必ずエンジンを切り、必要以上のアイドリングは控えます。
- エ 荷物の積み降ろし、人待ち等の際は、エンジンを切ります。
- オ 走行ルート合理化、相乗り等により効率的な利用を図ります。

- カ 不要な荷物を積まないようにします。
- キ タイヤの空気圧を適正值に保ち、燃費の改善に努めます。
- ク 公用車の更新については、小型車又はハイブリットカー等の低燃費車の導入を図ります。
- ケ E V・F C V自動車等の次世代型自動車については、技術革新の情報収集に努め、水素ステーション等のインフラ環境を考慮しながら導入時期を注視すると共に、令和12年度までに総務課が管理する公用車のうち、10%導入を目指します。

#### (4) 備品等の新規購入又は更新

- ア 備品等の新規購入又は更新をするときは、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。
- イ 詰め替え可能な製品、リサイクル可能な製品等の購入を推進し、廃棄物の発生を最小化した経済、サーキュラー・エコノミーを目指します。
- ウ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品、機能拡張性の高い製品等、長期使用が可能な製品の購入を推進します。

#### (5) 施設の新築又は改築

- ア 環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。
- イ 自然との共生に配慮するとともに、自然エネルギーの有効利用を検討します。
- ウ 創エネ設備や省エネ設備の導入を検討し、将来的なZ E B化・ゼロカーボンを目指します。

#### (6) 町有林等の整備及び保全並びに利用

- ア 豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保及び拡大を図ります。
- イ 都市公園等の緑地の整理及び保全を適正に行います。

## 2 間接的に効果がある取組

### (1) 用紙類

- ア コピー用紙等の用紙については、古紙配合率の高い用紙を購入します。
- イ 会議資料等の少量化及び送付文書の電子化並びに事務手続の簡素化に努めます。
- ウ 資料等の複写に際しては、必要性を十分に吟味し安易な複写を避けるとともに、両面印刷及び不要紙の裏面使用を徹底します。
- エ フォルダー、封筒等の再利用に努めます。
- オ 庁内L A N、電子メール等の活用によりペーパーレス化を推進します。

### (2) 事務用品

- ア 詰め替え可能な製品、リサイクル可能な製品等の購入に努めます。
- イ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努めます。

(3) 水道

- ア 日常的に節水を徹底します。
- イ 日ごろから水漏れの点検に努めます。
- ウ 節水型機器の導入について検討します。

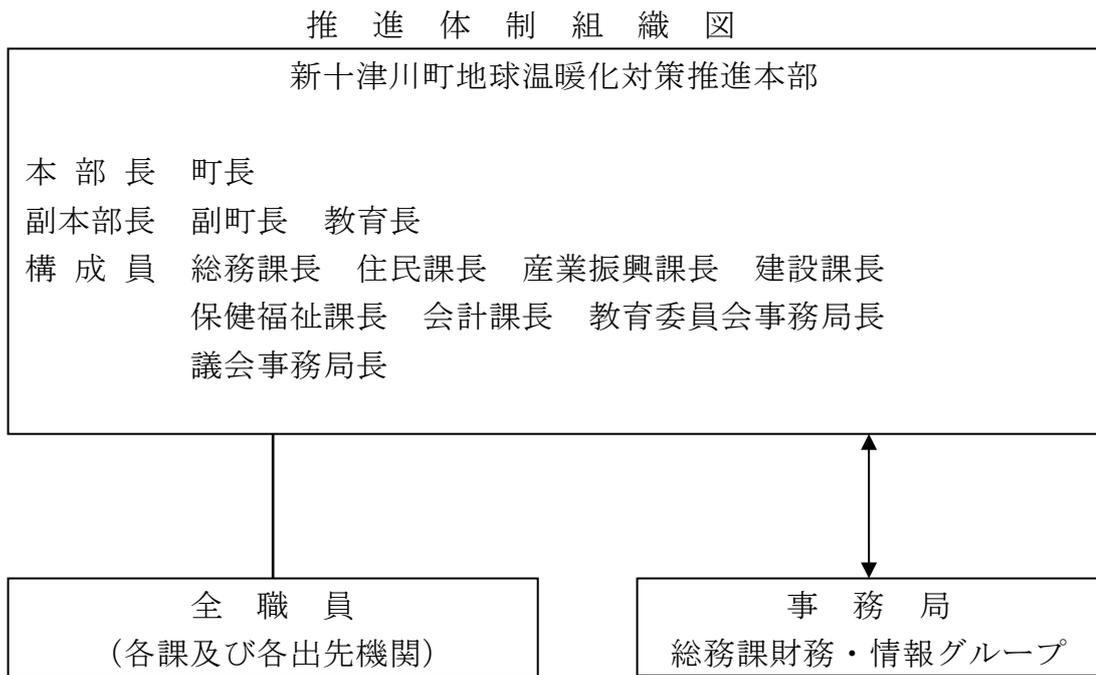
(4) ゴミの減量及びリサイクルの推進

- ア 物品の再利用及び修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
- イ 3Rを推進し、古紙、缶類、瓶類、ペットボトル等の分別及びリサイクルを徹底します。
- ウ 機密文書については、機密の確保されたリサイクルを図ります。
- エ 使い捨て容器等の購入は、極力控えます。

第5章 計画の推進及び点検・評価並びに公表

1 計画の推進体制

推進本部を設置し、全職員の連携の下、計画の着実な推進及び進行管理を行います。



(1) 推進本部

町長を本部長、副町長・教育長を副本部長とし、課長職職員を構成員として組織し、計画の見直し及び推進点検を行います。

構成員である課長職職員は、それぞれの課等における推進責任者として、計画の趣旨、内容を職員に周知徹底し、計画を率先して実行するとともに、実践しやすい環境づくりに努め、所属内での計画の推進及び進捗よく状況の把握を行い、並びに事務局と調整し、総合的な計画の推進を図ります。

## (2) 事務局

事務局を総務課財務・情報グループに置き、全体計画の推進及び進ちょく状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

## (3) 職員に対する啓発等

職員を対象に次の事業を実施し、地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に行うとともに、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人ひとりが地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な支援を行います。

ア 環境全般に関する意識向上を図るための研修会

イ 庁内LAN等を活用した環境に関する情報の発信

## 2 計画の点検・評価

推進本部は、把握した計画の推進状況を点検評価し、各年度の状況を取りまとめます。

### (1) 点検方法

総排出量について、施設別にどれだけ温室効果ガスを排出したか点検します。

### (2) 点検結果の集約

温室効果ガスごとの排出量及び温室効果ガスの総排出量を算出します。

### (3) 総排出量に対する評価

総排出量を基準年度と比較し、その増減の原因等を分析するとともに、目標達成の実現について考察します。

## 3 計画の公表

計画の進ちょく状況及び点検・評価の結果については、速やかにホームページ等により公表します。